

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

介護保険制度における福祉用具の範囲（平成 10 年 8 月 24 日：第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料）は、①要介護者等の自立の促進又は介助者の負担軽減を図るもの。②要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば平ベッド等は対象外）。③治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸引器、吸引器等は対象外）。④在宅で使用するもの（例えば特殊浴槽等は対象外）。⑤起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）。⑥ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外）。⑦取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば天井取り付け型天井走行リフトは対象外）。とあります。この範囲、もう 20 年以上改訂されていない様です。①は今でも十分に理解できる。怪我等の回復においては有効かもしれないが、体力低下等における自立の促進は何をもってしてか？と言え、本人意思かと。②は介護のための新たな価値付けとは？これも本人の意思。迷惑をかけたく無いなら、ベッドも杖も同じ価値として必要なはず。③20 年以上前との医療と在宅の関係性は大きく変化していると思う。④在宅での介護環境や利用状況は同じ様で皆苦勞している。⑤医療だけではなく障害支援との連携も、もっと学ばなければ。⑥これこそが、福祉用具利用の最大の問題。道具本来の使い方の根源は同じ（歩行器を杖代わりに使う人は居ない）だからこそ全国一律の価格にするべき。⑦20 年前の住宅環境がそのままの考え。ポケベルが携帯になり、スマホが出来た 20 年。人間が開発したのに、人間が過ごしている環境と制度は全く変化してないのだなと思った。資料内容でした。これからもしっかりと学び、私の利用価値を私自身でも見つめ直し見出してください。

自社在庫を確保しています！地域最大級の展示スペース！

即納、緊急対応、部品交換、時間外対応、選定アドバイスに自信あり！

『とりあえず、KAGOYA に頼めば何とかなる』 まず御電話を w

【 串一寸 】 富士市富士町 5-2 Tel:0545-64-3055

カウンター前に並ぶ、仕込みの行き届いた串ものの数々。オススメはキャベツ巻と、レタスチーズ、ねぎま、レンコン、ヤングコーン、うずら、白レバーです。コロナ禍も落ち着きつつある今、焼きたてをハフハフ言いながら、ビールやハイボールと一緒に。一生懸命働いた後の、こういう煙とタレの匂いに包まれた場所での、仕事の語らいは最高ではないでしょうか？



終活アンテナショップ@ひとにわ



6 月 19 日に富士山世界遺産祭り 9 周年祭と、大宮商店街、神田通り商店街の合同でのイベントが 3 年ぶりに開催されました。1 万人以上の方が見えたと聞いております。終活アンテナショップでも、相続相談会と明治安田生命さんの有志による「血管年齢測定」を無料開催。私も、やってもらいました。歳相応で一安心というかアスリート並みで診断出て欲しかったくらいです(笑)。終活と言う言葉も少しずつ浸透して、より良い生活（人生）の為に、自分で考えてもらいたい機会の提供が出来ました。